

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
竜西地区現場補償業務

特別仕様書

関東農政局西関東土地改良調査管理事務所

現場補償業務特別仕様書

(適用範囲)

- 第1条 この特別仕様書は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 竜西地区現場補償業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務は、現場補償業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書により実施する。

(履行期間)

- 第2条 履行期間は令和5年4月12日から令和6年3月15日までとする。
業務場所による業務期間は令和5年4月19日から令和6年3月15日までとする。

(業務内容及び打合せ)

- 第3条 業務内容及び打合せについては、次のとおりとする。
- (1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。
契約書第9条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回（5月を除く）の業務打合せを行うものとするが、新型コロナウイルスの影響等により面談による打ち合わせ実施が困難な場合は監督職員と協議する。
なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。
ただし、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。
- (2) 本業務に従事する現場補償技術員は設計用技術員1人とし、区分地上権設定等に係る以下に示す業務を行うものとする。
- ア. 権利の調査
土地等の登記記録及び権利者の確認調査
 - イ. 登記資料の収集整理
登記原因証明情報兼登記承諾書、地積測量図等の精査及び修正
 - ウ. 補償説明の資料整理
 - ・区分地上権設定契約書の説明の補助及び書類徴取の補助
 - ・補償説明に関する説明資料の作成
 - ・記録簿の作成
 - エ. その他
用地補償業務に関連して必要となる資料の収集整理、作成及び点検

(業務場所)

- 第4条 現場補償技術員の業務場所は、次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- (1) 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 竜西支所（所在：長野県飯田市高羽町6-1-5）
- (2) 各関係者協議先等。

(成果物)

- 第5条 成果物の提出は、次のとおりとする。
- (1) 業務実施報告書 一式
- (2) 本特別仕様書第3条(2)により実施した業務において作成した資料 一式
- (3) その他必要な資料 一式

(その他留意事項)

- 第6条 その他、次の事項に留意しなければならない。
- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。
業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) 受注者は業務の履行に当たり、本仕様書第7条第1項の庁舎及び業務に必要な机及び椅子等

の物品を無償で 사용할 ことができるものとする。この場合、別途、使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

- (4) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上、受注者は予め本業務に従事させる現場補償技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(契約変更)

第7条

- (1) 第3条(1)に示す「業務内容及び打合せ」に変更が生じた場合。
(2) その他。

(疑義)

第8条 本特別仕様書に明記されていない事項、又はその内容に疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとする。